

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度第 6 号
通 算 第 5 0 3 号
平成 23 年 10 月 7 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

平成 24 年度向け合理化計画等について

9 月 30 日午後 3 時から午後 5 時まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 24 年度向けの合理化計画等にかかる交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の合理化に関係する提案は、実施時期の半年前までに行うことを労使間の約束としてきたところである。本年度についても平成 24 年度向けの各事務事業の民間委託等による合理化等について提案、協議を行った。

また、平成 23 年 10 月 1 日より実施する住宅資金償還金収納業務の委託についての確認を行った。

組合への提案

平成 24 年度向け 合理化等提案項目 [別紙](#)

平成 24 年度向けの交渉にあたって

(総務局長)

本市は危機的な財政状況を克服すべく、あまがさき行財政構造改革推進プランへの取組を継続しており、その一環として、給料や期末・勤勉手当の削減等、給与面においても職員全体での協力を頂いているところである。

しかしながら、東日本大震災の復興にかかる国の財源論議をはじめとして我が国の社会経済はいまだ不安定な状況である。また、人事院勧告においては 3 年連続の引き下げ改定が出されたが、その取扱いについては不透明な部分が残されており、本市としても今後の動きを十分に注視していく必要がある。いずれにしても、われわれ公務員職場を取り巻く社会情勢が、決して好転していないことは明らかであり、当然のことながら、平成 24 年度以降の市政運営についても、さらなる業務の効率化・合理化が求められることになると考えている。

そのような局面であることを理解し、念頭においたうえで、本日提案する課題について、労使で緊密に協議を行いたい。

具体的な交渉内容

1 住宅資金償還金収納業務の委託について

協議の要旨

平成 23 年 3 月 18 日に提案している「住宅資金償還金収納業務の委託」（実施時期：平成 23 年 10 月 1 日）について、組合への確認を行った。

組合の主張	当局の回答
支部での協議経過においては、概ね了解であると聞いており、委託内容については承諾する。 確認であるが、現在回収すべき償還金はいくらあるのか。	現在未回収の償還金は約 4 億 7 千万円である。
なぜこんな多額の債権が未回収となっているのか。	すでに債務者が亡くなってしまっているなどの理由もあるが、個別の徴収ができていなかったことも原因の 1 つであると考えている。
この 4 億 7 千万円が予定どおり回収できていれば、職員の給与削減はもっと軽減されていたのではないのか。貸付の際になぜ担保をとっていなかったのか。今回の委託についてはやむを得ないが、計画が杜撰すぎる。	事業の性質上、貸付を受けた市民の中には、そもそも担保となるものを所持していなかったものも多かったのではないかと考えられる。

協議の結果

組合は住宅資金償還金の問題については、その責任の所在をはっきりさせるべきであり、このことについては経過を含め改めて協議の場を設けるか、何らかの対応をしてほしいとの意を表明した。そのうえで、今回の委託については、支部での協議経過を尊重するとして合意に至った。

2 平成 24 年度向け合理化等提案項目

課題の要旨

当局から、平成 24 年度向け合理化提案の具体的な内容について説明した後、協議に入った。提案している項目は以下のとおり。

1 合理化提案項目

- 地区会館管理運営業務の指定管理者制度の導入（協働推進局）
- 総合センター館管理業務の委託（協働推進局）
- ボート・モーター整備業務の委託（産業経済局）

<p>猪名川公園及び西向島公園への指定管理者制度の導入（都市整備局）</p> <p>J R 尼崎駅自転車駐車場の指定管理者制度導入（都市整備局）</p> <p>小学校給食調理業務の委託（教育委員会）</p> <p>2 その他勤務条件の変更</p> <p>収集回数及び収集体制の見直し（環境市民局）</p> <p>公衆・公園便所等清掃業務の見直し（環境市民局）</p> <p>保育所の朝の2人体制の確保に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）</p> <p>児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）</p>
--

組合の主張	当局の回答
<p>合理化提案項目それぞれの効果額は。</p>	<p>いずれも委託料等が決定しておらず、確定的な数字ではないが「総合センター：約 400 万円」、「ポート：約 1,600 万円」、「J R 尼崎駅自転車駐車場：約 30 万円」、「学校給食調理：約 1,970 万円」と見込んでいる。</p> <p>なお、地区会館管理運営業務の指定管理者制度の導入、猪名川公園及び西向島公園への指定管理者制度の導入の 2 件については、効果額は生じないものと見込んでいる。</p>
<p>再任用職場に対する提案が多いが、これまでの交渉の経緯では、再任用職場を確保していくといった協議が行われてきたのではないのか。</p>	<p>これまでの協議において、再任用職場を確立してきたことは承知しているが、直営で行うよりも安全性や経済性等が図られる場合などについては、改めて協議の場で提案していくことになる。</p>
<p>再任用職員はまだ増えていくのに、その職場をなくしてどうするつもりなのか。</p>	<p>今回提案している項目の中には、再任用職員ではなく、OB 嘱託員が配置されている職場もある。また、再任用職員自体をなくすということではなく、今後の配置や活用については、充分考えていく。</p>
<p>効果額が出ないのに合理化する必要があるのか。</p>	<p>指定管理者制度の導入については、効果額だけでなく、市民サービスの向上を図るために行うものである。</p>
<p>指定管理者制度については、それぞれ検証を示したうえで、新たな導入を検討すべきである。他市では指定管理先が事故を起こした事例もある。検証はしているのか。</p>	<p>検証については昨年度も実施しており、その結果がホームページにも掲載されている。</p>

<p>今回提案された項目全体について、諾否に対する当局の考え方は。</p>	<p>例年、合理化提案については諾否期限を記載していない。今年度についても例年どおり、支部協議の状況等を考慮し、最終判断をお願いしたい。</p>
<p>猪名川公園及び西向島公園への指定管理者制度の導入について</p> <p>「市民サービスの向上」とはどういうことか。</p>	<p>予約システムの効率化や現地での施設使用料の現金徴収・還付が可能になるといった点等である。</p>
<p>運営体制はどのようなものになるのか。</p>	<p>季節により異なるが、基本は 7 時から日没までの常駐となる見込みである。</p> <p>また、今回の 2 つの公園は、既に指定管理者制度を導入している小田南・橘・魚つりの 3 つの公園と併せて指定管理者制度を導入することから、それらを含めた一体的な管理運営体制が可能となる。</p>
<p>ボート・モーター整備業務の委託について</p> <p>競艇場については、まだ黒字が出ているのになぜ経営改善を目的に現業職場を無くすのか。</p>	<p>各種取組により黒字を継続しているが、売上は年々減少しており、引続き経営改善は必要であると考えている。</p>
<p>総合センター館管理業務の委託について</p> <p>総合センターについては、9 時から 21 時までが総合センターとして事業の対象であるはずだが、17 時 30 分以降は相談業務を受け付けないとなると、その時間の総合センターとしての業務が行えない。これは市民サービスの低下ではないのか。</p>	<p>17 時 30 分以降についても、総合センターの事業で必要があれば職員にて対応する。また、夜間の相談業務については実績件数も少なく、緊急時における体制も整えているため、今回の委託によって、市民サービスが低下するというようなことはない。</p>
<p>現在、夜間対応のために配置している職員については、いつ頃引き上げとなるのか。</p>	<p>日々の業務を確認しながら対応していくこととなる。</p>
<p>小学校給食調理業務の委託について</p> <p>今回提案に上がっている 2 校は建替えとなるが、工事中に遺跡等が発見された場合はどうなるのか。</p>	<p>平成 24 年 4 月に実施することを前提として提案しているため、そのような想定はしていない。</p>
<p>余剰となる調理師の雇用はどうなるのか。</p>	<p>学校の耐震化計画がまだ完成しておらず、ここで提示はできないが、完成した時点で示していきたい。</p>

<p>計画ができていないのに、委託の提案をするのはおかしい。</p>	<p>今回の 2 校については、給食室の整備をすることが決定したため、提案したものである。</p>
<p>来年度の調理師 4 名の雇用については。</p>	<p>現時点では、退職動向を考慮すると、職種変更等はせずに配置できるものと見込んでいる。</p>
<p>嘱託員、臨職についてはどうなるのか。</p>	<p>それぞれの組合と協議したい。</p>
<p>収集回数及び収集体制の見直しについて</p> <p>ごみ収集について、見直しにより委託比率に影響は出るのか。</p>	<p>直営 35%、民間 65%の委託比率の変更はない。</p>
<p>紙資源と燃やすごみの収集日は異なっているし、また、紙資源の収集は町内会等が率先して実施していることが多い。</p> <p>紙資源の収集回数を増やして、本当に可燃ごみの減少に繋がるのか。</p>	<p>燃やすごみの中の紙類の混入を減らすことがごみ量の減少に繋がるものと考えている。この啓発活動を行うことが重要である。</p>
<p>ごみの減量は賛成だが、尼崎市では殆どが個別収集であるため、職場改善の努力によってごみ量が減少したとしても、収集台数が減るのであれば、他市と比べたときの作業員の負担の多さは解消されない。</p>	<p>現在の社会の流れをみても、ごみの減量やリサイクル等に対する努力は必要不可欠であり、収集台数の減少は、ごみ量の減少に伴い 1 台当たりの収集量が減少されることから行うものである。台数の減少により作業員の負担が増えるということはない。</p>
<p>保育所の朝の 2 人体制の確保に伴う勤務時間の変更について</p> <p>保育所の体制について、支部協議の間では 1 人勤務の時間帯に人を配置してほしいと要望したはずである。</p>	<p>現局においてもその要望に対して検討を行ったが、30 分間の臨時的任用職員の任用が難しいこともあり、現状考え得る中での最善の策が、今回の提案内容である。</p>
<p>組合としては、各保育所に合った勤務体制にできるように協議していこうと主張したはずなのに、なぜいきなり提案となるのか。</p> <p>そもそも、1 人体制の問題については、過去から組合が指摘してきた事項である。それを長年放置しておきながら、なぜ急にこんな提案になるのか。</p>	<p>当局としても、1 人体制の問題については解消する必要があると考えており、その対応策を協議するために今回提案したものである。</p>
<p>現在の体制でも職員数が足りていない状況である。この提案内容では受けられない。</p>	<p>今回の提案を基に協議していきたい。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

平成 24 年度向け 合理化等提案項目（メモ）

H23.9.30

1 合理化提案項目

地区会館管理運営業務の指定管理者制度の導入（協働推進局）

目的

指定管理者制度を導入することにより、利用者サービスの向上及び管理運営業務の効率的・効果的運営を図る。

実施内容

小田・大庄・立花・武庫・園田の 5 地区会館の管理運営業務について指定管理者制度を導入する（中央地区会館はすでに導入済み）。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

人員

再任用短時間勤務職員 15 名

総合センターの館管理業務の委託（協働推進局）

目的

職員の変則勤務体制を解消して総合センター事業に専念できるようにするとともに、経費縮減を図る。

実施内容

夜間（午後 5 時 30 分以降）の総合センターの館管理業務を委託する。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日（平成 23 年 4 月 1 日から暫定実施）

人員

正規職員 6 人

再任用短時間勤務職員 6 人

ボート・モーター整備業務の委託（産業経済局）

目的

経費縮減により競艇事業の経営改善を図る。

実施内容

ボート・モーターの整備業務やそれに関わる部品の購入・管理業務、競走水面維持業務などを民間事業者へ委託する。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

人員

正規職員 10 人

猪名川公園及び西向島公園への指定管理者制度の導入（都市整備局）

目的

指定管理者制度を導入することにより、公園管理業務の効率化・合理化を図るとともに、市民サービスの向上を図る。

実施内容

猪名川公園及び西向島公園の有料公園施設予約管理業務、使用料の徴収・還付、一般園地の管理等について指定管理者制度を導入する。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

人員

再任用短時間勤務職員 2 人

J R 尼崎駅自転車駐車場の指定管理者制度導入（都市整備局）

目的

指定管理者制度を導入するとともに、放置自転車対策業務を一括して委託することによって各業務の円滑な連携を図り放置自転車の減少を図る。

実施内容

J R 尼崎駅北自転車駐車場及び J R 尼崎駅南自転車駐車場の管理運営について指定管理者制度を導入する。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

人員

再任用短時間勤務職員 2 人

小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

目的

経費の抑制を図りながら、学校給食内容を充実させるとともに、より安全な給食を引き続き提供する。

実施内容

明城小学校及び小園小学校について、給食調理業務を委託する。

実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

人員

正規職員 4 人

2 その他勤務条件の変更

収集回数及び収集体制の見直し（環境市民局）

目的

ごみの排出量に合わせた収集体制に見直すことにより、より効率的な業務執行体制を構

築する。

変更内容

ごみの排出実績を踏まえて収集車両台数を見直すとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づき紙類・衣類の収集回数を月2回から週1回に、燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に変更する。

実施時期

平成24年度に周知（実施は平成25年4月1日）

人員

正規職員 9人

公衆・公園便所等清掃業務の見直し（環境市民局）

目的

より効率的な公衆便所等の清潔保持及び衛生管理を図る。

変更内容

公衆・公園便所等の日曜日の清掃業務を廃止すること等により清掃体制を見直す。

実施時期

平成24年4月1日

人員

再任用短時間勤務職員 1人

保育所の朝の2人体制の確保に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）

目的

保育士1人体制となっている時間帯の2人体制を確保するため、職員の勤務時間を変更する。

変更内容

（平日）

	現行の勤務時間	変更後の勤務時間
2番手出勤の保育所保育士	8:00～16:30	7:30～16:00
午後パート職員	16:30～19:00	16:00～19:00

（土曜日）

	現行の勤務時間	変更後の勤務時間
60人定員 土曜バイト職員	9:00～17:30	7:30～16:00
60人定員 午後パート職員	16:30～19:00	16:00～19:00
100人定員 土曜バイト職員	9:00～17:30	7:30～16:00 9:00～17:30
100人定員 午後パート職員	16:30～19:00	16:00～19:00

実施時期

平成24年4月1日

児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）

目的

児童ホームの開所時間を1時間延長するにあたり、職員の勤務時間を変更する。

変更内容

	現行の勤務時間	変更後の勤務時間
児童課正規職員	8：45～17：30	8：45～17：30 9：45～18：30 6人でローテーション勤務

実施時期

平成24年4月1日

以 上
(給与担当)